

情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意

リースに係る法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が三億円を超える法人（農業協同組合等を除きます。）は適用がありませんので、御注意ください。

資産区分	種類	1								
	情報通信機器等の名称	2								
	取得又は賃借の年月日	3	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・		
	事業の用に供した年月日	4	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・		
	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6								
	差引改定取得価額(5)-(6)	7								
	リース料(月額)	8								
	リース契約期間の月数	9	月	月	月	月	月	月		
	リース費用の総額	10	円	円	円	円	円	円		
	改定リース費用の総額(10) × $\frac{60}{100}$	11								
法人税額の特別控除額の計算	取得に係るもの	ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額(ソフトウェア以外の情報通信機器等の(7)の合計)	12		翌期繰越税額控除限度額の計算	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額(31)-(32)	
		ソフトウェアの取得価額の合計額(ソフトウェアの(7)の合計)	13	31			32	33		
		取得価額の合計額(12)、(13)又は(12)+(13)	14	円			円			
	繰越税額控除に係るもの	税額控除限度額(14) × $\frac{10}{100}$	15			計			外	円
		当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)	16			当期分(15)	(18)			
		当期税額基準額(16) × $\frac{20}{100}$	17			合計				
	繰越税額控除に係るもの	当期分の特別控除額((15)と(17)のうち少ない金額)	18			リースに係るもの	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額(34)-(35)
		ソフトウェア以外の情報通信機器等の改定リース費用の総額の合計額(ソフトウェア以外の情報通信機器等の(11)の合計)	19	外				34	35	36
		ソフトウェアの改定リース費用の総額の合計額(ソフトウェアの(11)の合計)	20	外				円	円	
	繰越税額控除に係るもの	改定リース費用の総額の合計額(19)、(20)又は(19)+(20)	21			計			外	円
		リース税額控除限度額(21) × $\frac{10}{100}$	22			当期分(22)	(26)			
当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)		23		合計						
繰越税額控除に係るもの	当期税額基準額(23) × $\frac{20}{100}$	24		合計	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額等	翌期繰越額(37)-(38)		
	当期税額基準額残額(24)又は(24)-(18)	25				37	38	39		
	当期分の特別控除額((22)と(25)のうち少ない金額)	26				円	円			
前期繰越分	差引当期税額基準額残額((17)-(18)-(別表六(二十二)「17」+「23」))又は((25)-(26)-(別表六(二十二)「17」+「23」))	27		計			外	円		
	繰越税額控除限度超過額((37)の計)	28		当期分(15)+(22)	(18)+(26)					
	同上のうち当期控除額((27)と(28)のうち少ない金額)	29		合計						
法人税額の特別控除額(18)+(26)+(29)	30									
情報通信機器等の概要										

## 別表六（十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成18年改正法附則第106条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力措置法」といいます。）第42条の11第6項、第7項又は第8項（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

  - (1) 情報通信機器等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
  - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「種類1」には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「情報通信機器等の名称2」には、平成18年改正措置法規則附則第15条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法規則（以下「平成18年旧効力措置法規則」といいます。）第20条の5の2第1項各号（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除の対象範囲）に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 4 「リース契約期間の月数9」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 5 「リース費用の総額10」には、リース情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該リース情報通信機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 6 「ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額（ソフトウェア以外の情報通信機器等の(7)の合計）12」には、平成18年旧効力措置法規則第20条の5の2第1項第1号から第8号までに該当する特定情報通信機器等に係る「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。
- 7 「ソフトウェアの取得価額の合計額（ソフトウェアの(7)の合計）13」には、平成18年旧効力措置法規則第20条の5の2第1項第9号に該当するソフトウェアである特定情報通信機器等に係る「差引改定取得価額7」の合計額を記載します。
- 8 「ソフトウェア以外の情報通信機器等の改定リース費用の総額の合計額（ソフトウェア以外の情報通信機器等の(11)の合計）19」の外書には、ソフトウェア以外のリース情報通信機器等に係る「リース費用の総額10」の金額の合計額を記載します。
- 9 「ソフトウェアの改定リース費用の総額の合計額（ソフトウェアの(11)の合計）20」の外書には、ソフトウェアであるリース情報通信機器等に係る「リース費用の総額10」の金額の合計額を記載します。
- 10 「当期税額基準額残額(24)又は(24)-(18)25」欄は、「取得に係るもの12～18」の各欄の記載がある場合には「(24)又は」を消し、「12～18」の各欄の記載がない場合には「又は(24)-(18)」を消してください。
- 11 「差引当期税額基準額残額((17)-(18)-(別表六(二十二)「17」+「23」))又は(25)-(26)-(別表六(二十二)「17」+「23」))27」欄は、「25」及び「26」の記載がある場合には、「((17)-(18)-(別表六(二十二)「17」+「23」))又は」を消し、「25」及び「26」欄の記載がない場合には、「又は(25)-(26)-(別表六(二十二)「17」+「23」))」を消します。
- 12 当期に、情報通信機器等で事業の用に供したものがなく前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額23」欄から記載を始めます。
- 13 「当期控除額等32(35及び38)」の各欄の外書には、平成18年改正措置法令附則第27条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令（以下「平成18年旧効力措置法令」といいます。）第27条の11第20項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。
- 14 「当期控除額等35(及び38)」の各欄の外書には、平成18年旧効力措置法令第27条の11第19項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合(13の場合を除きます。)に、別表六(二十)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額32」の金額を記載します。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該金額を含めて計算します。
- 15 「情報通信機器等の概要」には、その減価償却資産が、平成18年旧効力措置法第42の11第1項に規定する情報通信機器等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。